指定介護保険サービス事業者に対する改善命令について

姫路市は、下記事業者に対し、介護保険法(平成9年法律第123号、以下「法」といいます。)第76条の2第1項の規定に基づき改善勧告を行いましたが、当該事業者が正当な理由なく同勧告に係る措置を講じなかったことから、法第76条の2第3項の規定に基づき、以下のとおり改善を命じました。

1 改善命令対象事業者

(1) 法人の概要

名 称 合同会社MUP産業

所 在 地 姫路市北原568番地1 サンハイツ北原602

代 表 者 代表社員 瀬並 信明

(2) 事業所の概要

名 称 MUP産業

所 在 地 姫路市南町76番地 姫路城陽ビル4F

コワーキングスペースmoccoROOM2

サービス種類 福祉用具貸与

指 定 日 令和3年10月1日

2 改善命令通知日等

3 改善命令理由

合同会社MUP産業(以下「対象事業者」という。)は、令和3年10月1日付で、法第70条第1項の規定に基づき福祉用具貸与に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けたが、指定日以降、指定福祉用具貸与事業所「MUP産業」(以下「対象事業所」という。)を運営していない疑いが生じたため姫路市が調査したところ、指定を受けた所在地に対象事業所は存在しておらず、姫路市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成24年姫路市条例第51号。以下「条例」という。)に定める人員基準、設備基準および運営基準(条例第251条第1項、第252条、第253条第1項及び第264条において準用する第109条第1項)に違反していることが判明した。

上記違反について、姫路市は令和5年2月10日及び同年3月1日付で、対象事業者に対し、法第76条の2第1項第2号及び第3号の規定による改善勧告を行ったが、対象事業者は正当な理由なく同勧告に係る措置をとらなかった。

4 改善命令事項

(1) 人員基準違反・運営基準違反について

指定福祉用具貸与の事業を行う者(以下「指定福祉用具貸与事業者」という。)は、 当該事業を行う事業所(以下「指定福祉用具貸与事業所」という。)ごとに、福祉用具 専門相談員を常勤換算方法で2以上配置しなければならない。

また、指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。

さらに、指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対し適切な指定福祉用具貸与を提供できるよう、指定福祉用具貸与事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

しかしながら、対象事業所が指定を受けた日以降、対象事業所においてサービスを 提供した実績がないことから、対象事業所を運営している形跡がなく、対象事業所で 勤務する従業者も確認できない。

したがって、上記不適切な事業運営の実態を改め、法や条例の規定に則った適切な 事業運営を行うよう改善することを命令する。

(根拠:条例第251条第1項、第252条、第264条において準用する第109 条第1項)

(2) 設備基準違反について

指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管および消毒のために必要な設備及び器材並びに事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定福祉用具貸与の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

しかしながら、対象事業所が指定を受けた場所(以下「指定場所」という。)に対象 事業所は存在しておらず、指定場所以外の場所で対象事業所を運営している形跡もな いため、対象事業所が事業の運営に必要な区画を有しているか等確認ができない。

したがって、上記不適切な事業運営の実態を改め、法や条例の規定に則った適切な 事業運営を行うよう改善することを命令する。

(根拠:条例第253条第1項)

5 当該改善命令に係る対応等

改善命令に従わない又は正当な理由なく同命令に係る措置を講じない場合、今後、 指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止等の行政処分を行うことを 検討する。